①市街化調整区場

当該エリアは

- ②国定公園内第2種及び第3種特別区域
- ③土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域内

に指定されています。

今回の指定管理者募集に際し、投資を含めた自主事業(ハード・ソフト事業)の提案を求めていますが、ハード面の改修(施設の増改築や土地の造成)や用途変更が伴う場合は、上記区域に対する規制がかかりますので注意が必要です。改修内容等が各規制に適合されているか、必ず事前に大阪府の住宅建築部門または国定公園所管部門に確認してください。(交野市は開発許可等の権限がありませんので本市ではお答えできません。)

## 【規制の一例】

- ・市街化調整区域内であるため、再開発や新築は不可。基準範囲内の増改築は可能。ただし、 主要な用途は変更できない。主要な用途を維持したまま、施設の一部で事業実施できる可能性 はあるので要確認。
- ・国定公園内であるため、新たな土地の造成は原則不可。樹木の伐採、工事による採掘等は事前の許可申請が必要。
- ・土砂災害特別警戒区域内の施設を改修する場合は、土砂の圧力に耐えうる構造が必要。

〈市街化調整区域・土砂災害警戒区域内の規制関係〉 大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課 大阪市住之江区南港北 1-14-16 (代表電話) 06-6941-0351

## 〈国定公園の規制関係〉

大阪府中部農と緑の総合事務所みどり環境課 八尾市庄内町 2-1-36 (電話) 072-994-1515

## 〈土砂災害警戒区域等の指定〉

大阪府枚方土木事務所 管理課 枚方市大垣内町 2-15-1 (電話) 072-844-1331